

「書面添付制度」 研修会資料

令和4年1月

日本橋税務署 総務課

はじめに

書面添付の状況と意見聴取制度の現状

添付書面の記載内容の充実

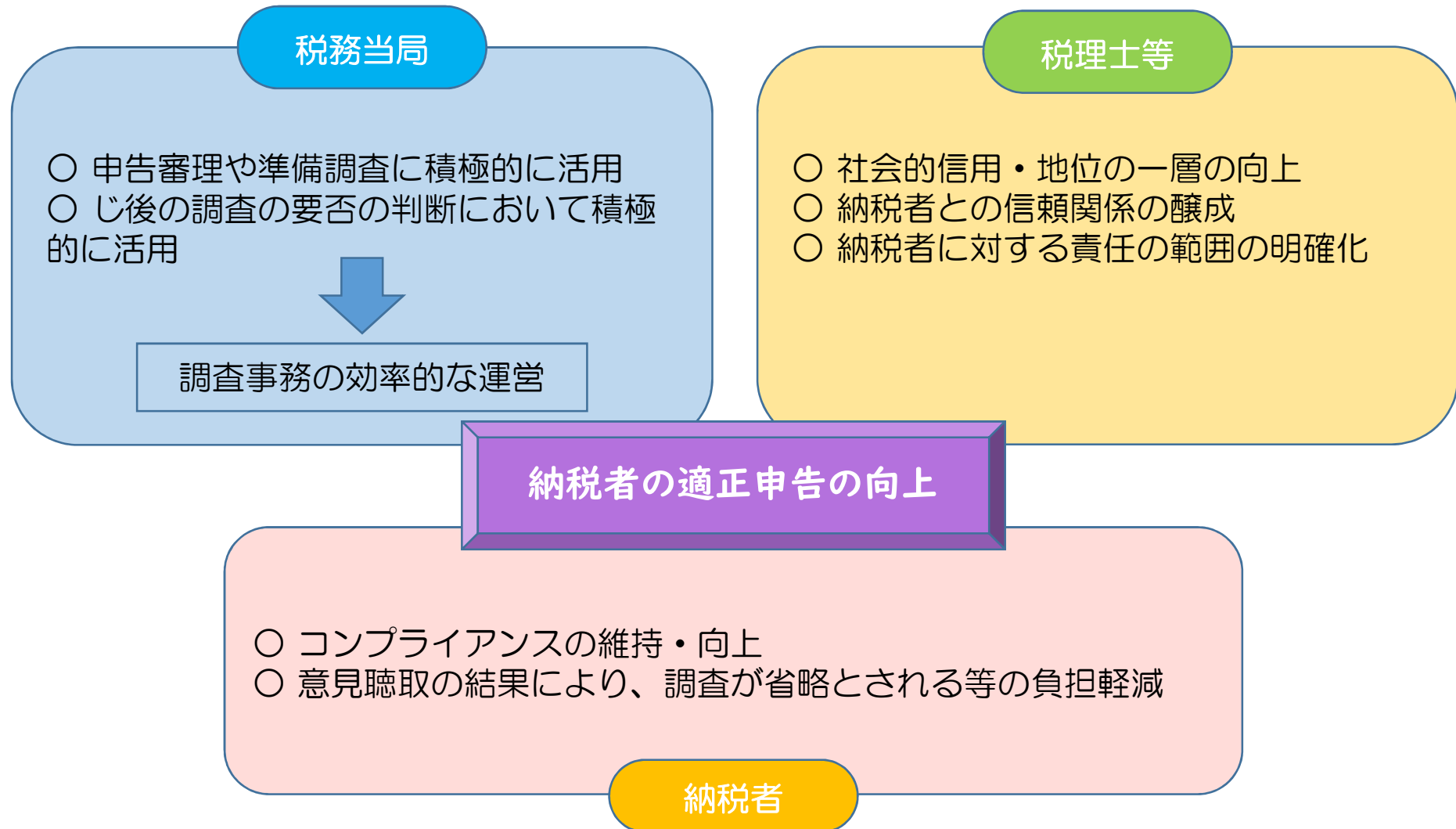
書面添付制度の趣旨・目的

書面添付制度は、税理士及び税理士法人(以下「税理士等」という。)が作成・審査した申告書について、それが税務の専門家の立場からどのように調製されたかを、税理士法第33条の2に規定する書面(以下「添付書面」という。)、や意見聴取という税理士等に付与された権利の行使を通じて明らかにすることにより、法令に沿った適正な申告書の作成及び提出に資するとともに、税務当局が税理士等の立場を尊重し、税務執行の一層の円滑化・簡素化に資するとの趣旨によるものである。

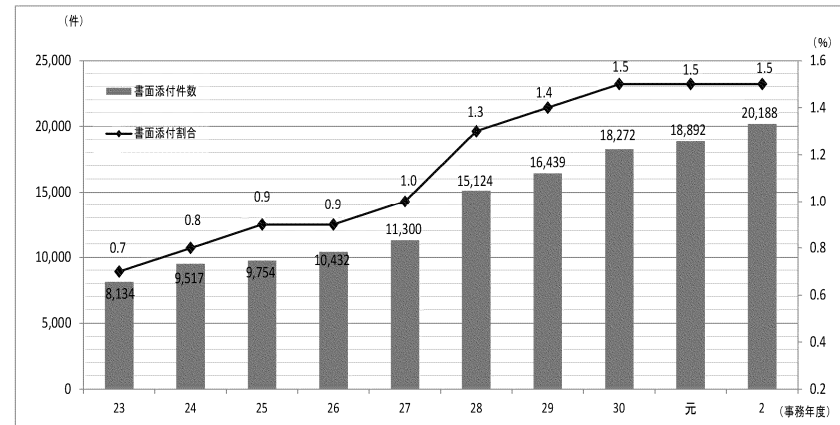
本制度の執行に当たっては、添付書面を申告審理や準備調査等に効果的に活用するとともに、添付書面の記載内容のうち確認を要する事項に関して、積極的に意見聴取を行うなど適正な運用に努める必要がある。

なお、意見聴取を行った結果、調査の必要性がないと認められた場合には、記載内容が良好でない書面を添付している場合などを除き、税理士等に対して現時点では調査に移行しない旨の書面「意見聴取結果についてのお知らせ」を送付しなければならない。

書面添付制度の効果



書面添付件数（割合）の推移①（所得税）



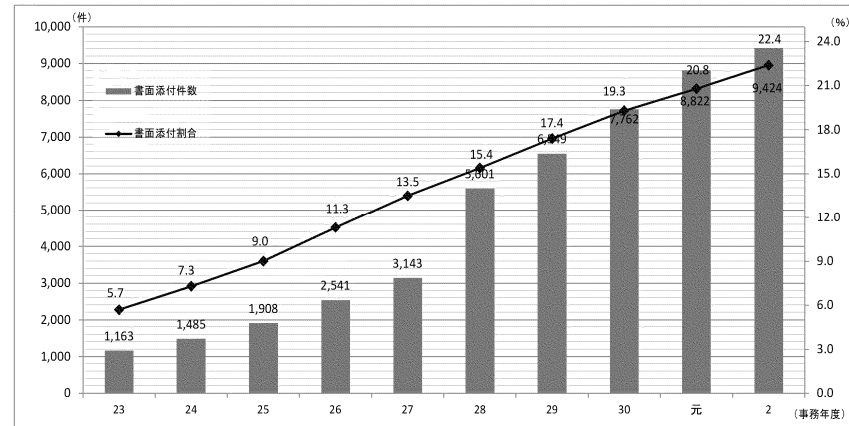
(単位：件、%)

区分 事務年度	税理士関与件数	書面添付件数	書面添付割合	意見聴取件数	意見聴取割合	調査省略件数	調査省略割合	お知らせ送付件数
	①	②	③ (②/①)	④	⑤ (④/②)	⑥	⑦ (⑥/④)	⑧
23	(100.5) 1,103,325	(121.1) 8,134	0.7	(165.8) 131	1.6	(183.3) 55	42.0	(175.0) 21
24	(101.8) 1,122,804	(117.0) 9,517	0.8	(71.8) 94	1.0	(105.5) 58	61.7	(195.2) 41
25	(97.7) 1,097,203	(102.5) 9,754	0.9	(56.4) 53	0.5	(48.3) 28	52.8	(43.9) 18
26	(103.0) 1,129,839	(107.0) 10,432	0.9	(130.2) 69	0.7	(82.1) 23	33.3	(77.8) 14
27	(101.6) 1,148,158	(108.3) 11,300	1.0	(131.9) 91	0.8	(247.8) 57	62.6	(300.0) 42
28	(102.6) 1,178,017	(133.8) 15,124	1.3	(81.3) 74	0.5	(59.6) 34	45.9	(66.7) 28
29	(102.1) 1,202,534	(108.7) 16,439	1.4	(129.7) 96	0.6	(114.7) 39	40.6	(92.9) 26
30	(101.2) 1,217,355	(111.2) 18,272	1.5	(79.2) 76	0.4	(100.0) 39	51.3	(107.7) 28
元	(101.2) 1,232,159	(103.4) 18,892	1.5	(63.2) 48	0.3	(43.6) 17	35.4	(35.7) 10
2	(105.8) 1,303,123	(106.9) 20,188	1.5	(89.6) 43	0.2	(82.4) 14	32.6	(50.0) 5

(注) 1 () 内は対前年比を示す。

2 各件数は、各事務年度6月末の申告書提出件数に係るものである。

書面添付件数（割合）の推移②（相続税）



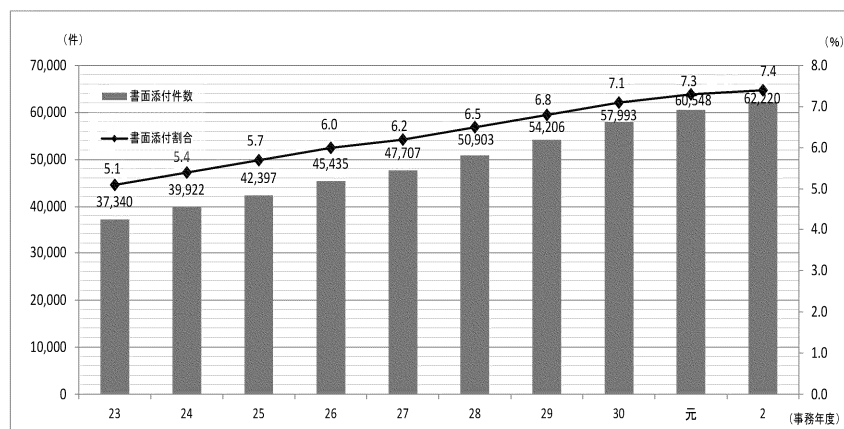
(単位：件、%)

事務年度	区分							
	税理士関与件数	書面添付件数	書面添付割合	意見聴取件数	意見聴取割合	調査省略件数	調査省略割合	お知らせ送付件数
	①	②	③ (②/①)	④	⑤ (④/②)	⑥	⑦ (⑥/④)	⑧
23	(105.7) 20,518	(127.8) 1,163	5.7	(135.5) 141	12.1	(56.0) 14	9.9	(166.6) 5
24	(99.1) 20,326	(127.7) 1,485	7.3	(109.2) 154	10.4	(207.1) 29	18.8	(180.0) 9
25	(104.5) 21,243	(128.5) 1,908	9.0	(145.5) 224	11.7	(551.7) 160	71.4	(400.0) 36
26	(105.7) 22,455	(133.2) 2,541	11.3	(113.8) 255	10.0	(108.1) 173	67.8	(144.4) 52
27	(103.5) 23,231	(123.7) 3,143	13.5	(96.1) 245	7.8	(84.4) 146	59.6	(90.4) 47
28	(157.0) 36,463	(178.2) 5,601	15.4	(106.1) 260	4.6	(71.9) 105	40.4	(57.4) 27
29	(103.1) 37,599	(116.9) 6,549	17.4	(115.4) 300	4.6	(132.4) 139	46.3	(100.0) 27
30	(107.2) 40,309	(118.5) 7,762	19.3	(113.3) 340	4.4	(81.3) 113	33.2	(85.2) 23
元	(105.1) 42,401	(113.6) 8,822	20.8	(102.9) 350	4.0	(91.2) 103	29.4	(165.2) 38
2	(99.0) 41,995	(106.8) 9,424	22.4	(65.1) 228	2.4	(101.0) 104	45.6	(50.0) 19

(注) 1 ()内は対前年比を示す。

2 「税理士関与件数」及び「書面添付件数」については、各事務年度開始の前年1月から12月に相続が発生した相続税の申告書提出分に係るものである。

書面添付件数（割合）の推移③(法人税)



(単位：件、%)

区分 事務年度	税理士関与件数							
	書面添付件数	書面添付割合	意見聴取件数	意見聴取割合	調査省略件数	調査省略割合	お知らせ送付件数	
	①	②	③ (②/①)	④	⑤ (④/②)	⑥	⑦ (⑥/④)	⑧
23	(99.8) 730,746	(108.8) 37,340	5.1	(120.3) 1,620	4.3	(121.4) 1,031	63.6	(126.9) 975
24	(100.7) 735,509	(106.9) 39,922	5.4	(79.8) 1,293	3.2	(84.8) 874	67.6	(85.3) 832
25	(100.8) 741,758	(106.2) 42,397	5.7	(106.0) 1,371	3.2	(110.8) 968	70.6	(112.1) 933
26	(101.4) 752,440	(107.2) 45,435	6.0	(106.5) 1,460	3.2	(112.5) 1,089	74.6	(113.1) 1,055
27	(102.0) 767,861	(105.0) 47,707	6.2	(108.6) 1,586	3.3	(110.3) 1,201	75.7	(111.8) 1,180
28	(102.1) 784,110	(106.7) 50,903	6.5	(102.6) 1,627	3.2	(103.6) 1,244	76.5	(103.6) 1,222
29	(101.9) 799,353	(106.5) 54,206	6.8	(108.4) 1,763	3.3	(101.4) 1,262	71.6	(101.3) 1,294
30	(102.1) 816,465	(107.0) 57,993	7.1	(92.6) 1,633	2.8	(95.9) 1,210	74.1	(92.0) 1,190
元	(101.9) 832,382	(104.4) 60,548	7.3	(58.2) 950	1.6	(51.9) 628	66.1	(50.8) 604
2	(101.3) 843,445	(102.8) 62,220	7.4	(26.5) 252	0.4	(24.7) 155	61.5	(24.2) 146

(注) 1 () 内は対前年比を示す。

2 各件数は、各事務年度の前事務年度2月から翌年1月決算法人（署所管）に係るものである。

意見聴取等の実施状況（令和2年）

（単位：件、％、ポイント）

区分 税目	税理士 関与件数 ①	書面添付 件数 ②	書面添付 割合 ③（②/①）	前年対比 ④（③下段－ ③上段）	意見聴取 件数 ⑤	意見聴取 割合 ⑥（⑤/②）	前年対比 ⑦（⑥下段－ ⑥上段）	調査省略 件数 ⑧	調査省略 割合 ⑨（⑧/⑤）	前年対比 ⑩（⑨下段－ ⑨上段）	お知らせ 送付件数 ⑪	送付 割合 ⑫（⑪/⑥）	前年対比 ⑬（⑫下段－ ⑫上段）
申告 所得税	1,232,159	18,892	1.5		48	0.3		17	35.4		10	58.8	
	1,303,123	20,188	1.5	± 0.0	43	0.2	▲ 0.1	14	32.6	▲ 2.8	5	35.7	▲ 23.1
相続税	42,401	8,822	20.8		350	4.0		103	29.4		38	36.9	
	41,995	9,424	22.4	+ 1.6	228	2.4	▲ 1.6	104	45.6	+ 16.2	19	18.3	▲ 18.6
贈与税	77,485	1,058	1.4		0	0.0		0	0.0		0	0.0	
	77,527	1,095	1.4	± 0.0	0	0.0	± 0.0	0	0.0	± 0.0	0	0.0	± 0.0
法人税	832,382	60,548	7.3		950	1.6		628	66.1		604	96.2	
	843,445	62,220	7.4	+ 0.1	252	0.4	▲ 1.2	155	61.5	▲ 4.6	146	94.2	▲ 2.0
合計	2,184,427	89,320	4.1		1,348	1.5		748	55.5		652	87.2	
	2,266,090	92,927	4.1	± 0.0	523	0.6	▲ 0.9	273	52.2	▲ 3.3	170	62.3	▲ 24.9

- （注） 1 各欄の左上の斜体数字は、前年の件数、数値を示す。
2 申告所得税の「書面添付件数」については、令和3年6月末の申告書提出件数に基づく件数である。
3 相続税の「税理士関与件数」及び「書面添付件数」については、平成31年1月から令和元年12月に相続が発生した相続税の申告書提出分に基づく件数である。
4 贈与税の「税理士関与件数」及び「書面添付件数」については、令和2年分の申告書提出件数に基づく件数である。
5 法人税の件数については、令和2年2月から令和3年1月決算法人（署所管）についての件数である。

税務行政の将来像

～税務行政のデジタル・トランスフォーメーション～

税務行政のデジタル・トランスフォーメーション

デジタルを活用した、国税に関する手続きや業務の在り方の抜本的な見直し

(基本的な指針)

利用者目線の徹底

万全なセキュリティの確保

業務改革 (BPR)の徹底



税務行政の将来像2.0*

ICT社会への
的確な対応

税務手続きの
抜本的な
デジタル化



あらゆる税務手続
が税務署に行かず
にできる社会



納税者の利便性の向上
(スムーズ・スピーディ)



申告・申請等の簡便化

自己情報のオンライン確認

チャットボットの充実等

プッシュ型の情報配信

課税・徴収の効率化・高度化
(インテリジェント)

申告内容の自動チェック

AI・データ分析の活用

照会等のオンライン化

Web会議システム等の活用

重点課題への
的確な取組

租税回避への対応

富裕層に対する
適正課税の確保

消費税不正還付
等への対応

大口・悪質事案
への対応

(インフラ整備)

システム高度化と人材育成

内部事務の集約処理

関係機関との連携・協調

* 平成29年に公表した「税務行政の将来像」について、経済社会の変化やデジタル技術の進展等を踏まえ、アップデートしたもの。

税務行政の将来像

～あらゆる税務手続きが税務署に行かずにできる社会を目指して～

税務署に行く理由
(主なもの)

税務署に行かなくてもできるようにするために実現を目指す仕組み

確定申告
(納付・還付)

申請・届出

特例適用状況
の確認

納税証明書
の入手

相談

申告・申請等の簡便化

- 必要なデータを自動反映
- 納付、還付は登録済口座を利用
- 手続自体の要否を見直し
- 入力項目は最少限に

数回のクリック・
タップで完了

自己情報のオンライン確認

マイナポータルや
e-Taxのアカウント画面で
特例適用や納税の状況を確認

あなたの情報 

所得税等に関する事項	
所得税申告区分	青色
〇〇特例	適用なし

[〇〇特例の適用を届け出る](#)

納税の状況 (〇月〇日時点)
未納税額はありせん

[納税状況データのダウンロード](#)

チャットボット*の充実等

プッシュ型の情報配信



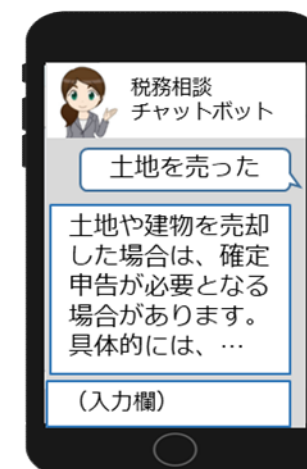
還付金は
3,000円です。

(あなたの所得)
給与 2,400,000円
年金 600,000円
(所得控除)
生命保険料 120,000円

もっと見る

(振込先)
☒ 登録済口座 ☐ その他

上記内容を確認の上、申告



税務相談
チャットボット

土地を売った

土地や建物を売却
した場合は、確定
申告が必要となる
場合があります。
具体的には、...

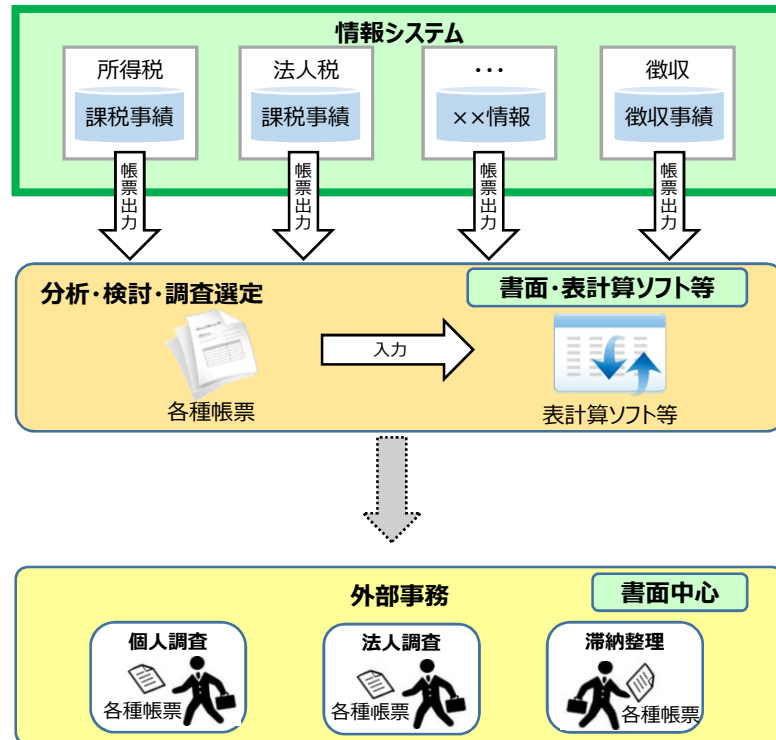
(入力欄)

* 質問内容を入力するとAIを活用して自動で回答を表示するサービス

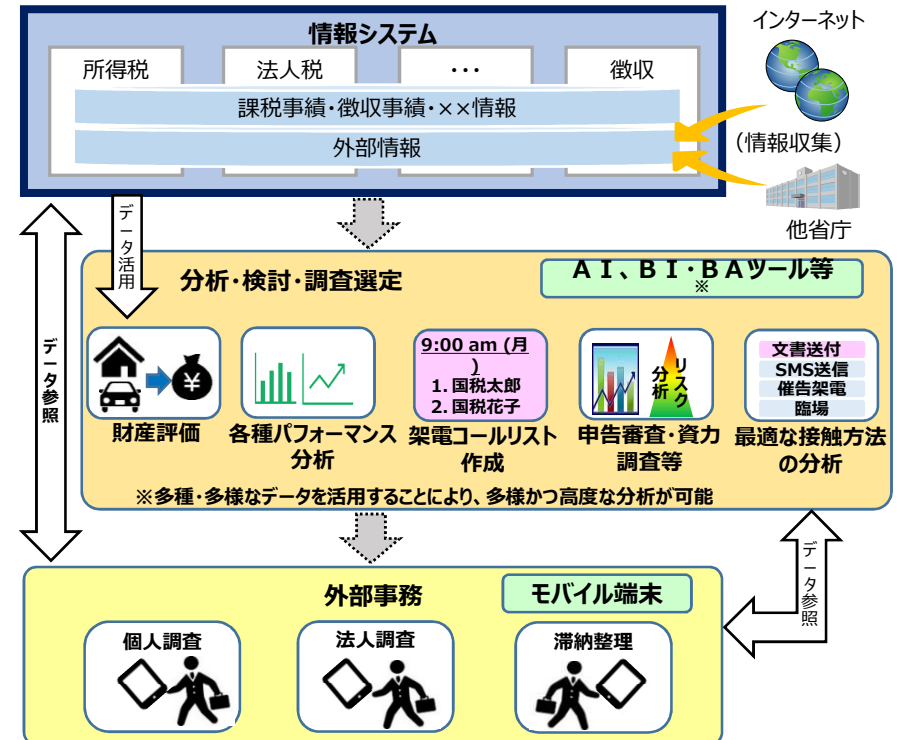
調査・徴収の効率化・高度化のイメージ

情報の一元管理を図りながら、データを積極的に活用できるシステム及び組織作りを進めていきます。

現状



将来（案）



将来業務

- ✓ 事務系統横断的なデータ管理
- ✓ 情報収集の拡大（他省庁やインターネット上の情報）
- ✓ データ中心の事務（ICT・AIを活用した各種分析の実施）
- ✓ モバイル端末を活用した外部事務

(注) 1 検討に当たっては、最新の各種セキュリティ対策の導入等、極めて重要な納税者情報の取扱いに細心の注意を払います。

(注) 2 将来（案）については現在検討中のものであり、今後変更の可能性あります。

※ BI（Business Intelligence）ツール：大量のデータを分析・可視化し、迅速な意思決定を補助するツール。

※ BA（Business Analytics）ツール：統計学や機械学習等の技術を用いてデータ分析を行うツール。

将来像実現に向けた情報システムの高度化の取組

- 利用者中心の行政サービスを提供することによる「**納税者の利便性の向上**」
 - 書面中心からデータ中心の事務へと転換を図ることによる「**課税・徴収の効率化・高度化**」
- させるため、ICT技術の動向を踏まえた**新たな機能の導入とシステム構造の最適化**による**情報システムの高度化**について、令和8年度中の実現を目指す。その際、ICT・AIの技術動向や働き方の多様化等の経済社会の変化等を踏まえ、将来像に掲げた取組について随時見直しを行う。
- なお、本取組は、「デジタル・ガバメント実行計画」（令和元年12月20日閣議決定）においても、明記されている。

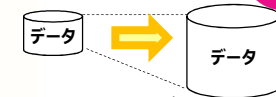
1 マイナポータル等を活用した利便性の向上

- 申告時期の案内等、ニーズに沿ったタイムリーな情報配信
- 各種控除証明書等、確定申告・年末調整に必要な情報を一元的に確認し活用する仕組みを順次導入



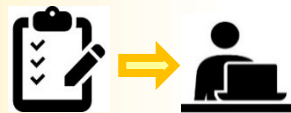
2 必要データの拡充（データの電子化・関係機関とのデータ連携等）

- 関係機関とのデータ連携による、添付書類の削減（制度面等も併せて要検討）
- 外国税務当局から日本の居住者の金融口座情報を入手する等、データの拡充により適切な所得把握を行うことで、適正な課税・徴収を実現



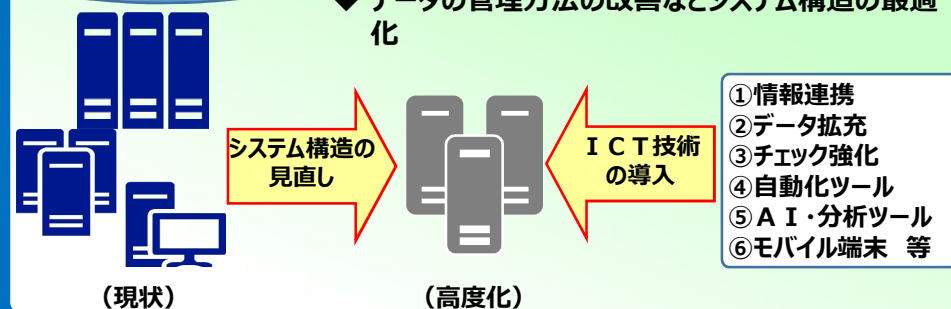
3 システムチェックの強化

- 書面（紙）からデータ中心の事務への転換（ペーパーレス）
- 各種業務処理の簡便化



国税情報システム

- ◆ 最新ICT技術を踏まえた機能追加
- ◆ データの管理方法の改善などシステム構造の最適化



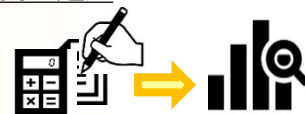
4 大量反復的な業務の自動化

- 業務処理時間の削減
- 削減された業務量は、納税者サービスの充実や外務事務へ振り向けるなど、全体として効率的な資源配分を実現



5 AIや分析ツールを活用した申告審理や調査選定

- より高度な調査選定や資力判定の実施
- 優先度判定、最適な接触方法の導出



モバイル端末を活用した外部事務

- 実地調査や滞納整理における機動的かつ効率的な事務処理の実施



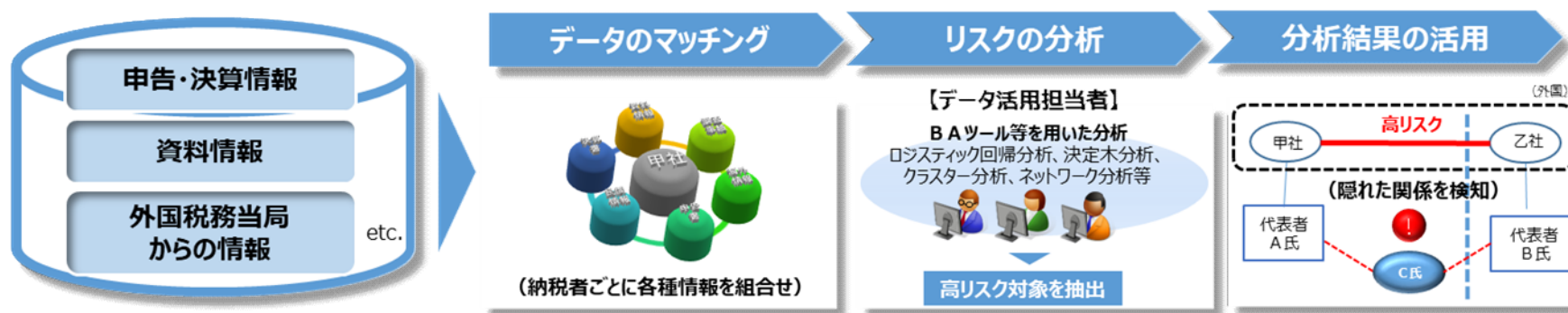
(注) 1 システム面の検討に当たっては、最新の各種セキュリティ対策の導入等、極めて重要な納税者情報の取扱いに細心の注意を払います。

(注) 2 本内容については、今後の検討や技術動向等を踏まえ、変更になる可能性があります。

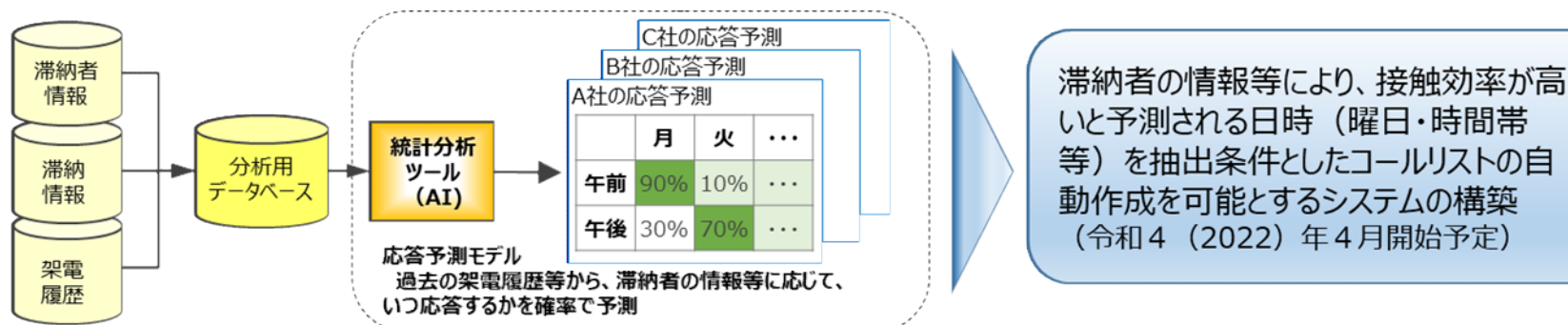
税務行政の将来像 ～AI・データ分析の活用～

将来的なAIの活用も見据え、幅広いデータの分析により、申告漏れの可能性が高い納税者の判定や、滞納者の状況に応じた対応の判別を行うなど、課税・徴収の効率化・高度化に取り組んでいます。

- 申告内容や調査事績、資料等の情報のほか、民間情報機関や外国政府から入手する情報など、膨大な情報リソースを、BAツール※等を用いて加工・分析を行い、有機的なつながりやデータ間の関連性を把握することにより、高リスク対象を抽出。



- 滞納者の情報（規模・業種等）や過去の架電履歴等を分析して応答予測モデルを構築。応答予測に基づき作成した効果的なコールリストにより、接触効率の向上を図ることで電話催告事務を効率化・高度化。



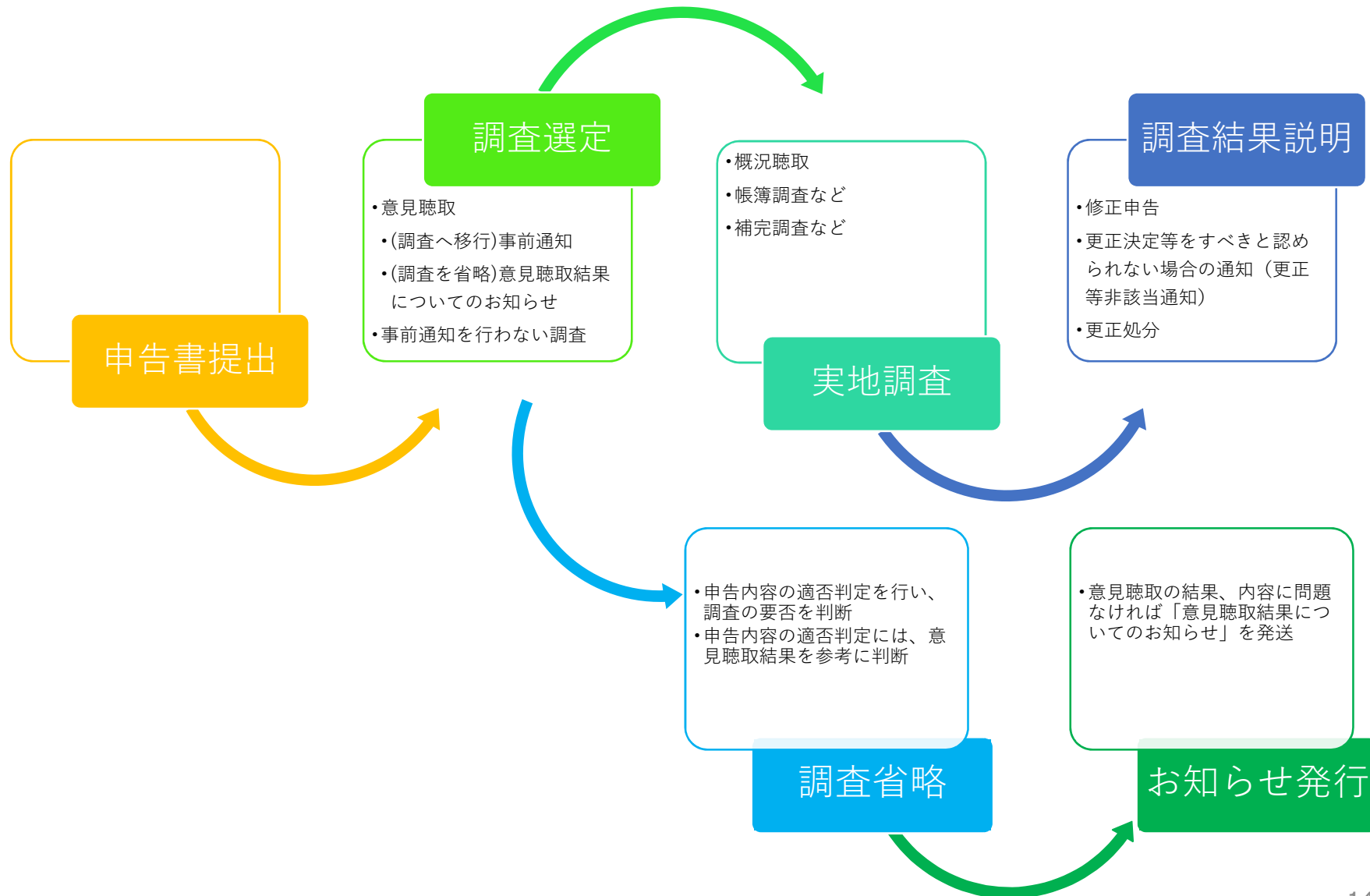
※ BA (Business Analytics) ツール：統計学や機械学習等の技術を用いてデータ分析を行うツール。

添付書面の活用

添付書面活用のタイミング

- 調査選定
- 申告書審理
- 準備調査

書面添付がある申告の調査の流れ



おわりに